

予 算 書

一 般 会 計 予 算

国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 予 算

介 護 保 険 特 別 会 計 予 算

次木親野井特定土地地区画整理事業特別会計予算

後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 予 算

一 般 会 計 予 算

議案第 1 号

令和3年度野田市一般会計予算

令和3年度野田市の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ50,972,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入		(単位 千円)
款	項	金 額
01 市税		21,669,133
	01 市民税	8,853,965
	02 固定資産税	10,298,685
	03 軽自動車税	398,077
	04 たばこ税	1,083,392
	05 都市計画税	1,035,014
02 地方譲与税		392,100
	01 地方揮発油譲与税	92,200
	02 自動車重量譲与税	287,600
	03 森林環境譲与税	12,300
03 利子割交付金		12,200
	01 利子割交付金	12,200
04 法人事業税交付金		196,900
	01 法人事業税交付金	196,900
05 地方消費税交付金		3,372,000
	01 地方消費税交付金	3,372,000
06 配当割交付金		94,900

(単位 千円)

款	項	金 額
	01 配当割交付金	94,900
07 株式等譲渡所得割交付金		67,500
	01 株式等譲渡所得割交付金	67,500
08 ゴルフ場利用税交付金		162,100
	01 ゴルフ場利用税交付金	162,100
09 自動車取得税交付金		1
	01 自動車取得税交付金	1
10 環境性能割交付金		58,800
	01 環境性能割交付金	58,800
11 地方特例交付金		194,996
	01 地方特例交付金	185,815
	02 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	9,181
12 地方交付税		3,971,551
	01 地方交付税	3,971,551
13 交通安全対策特別交付金		15,854
	01 交通安全対策特別交付金	15,854
14 分担金及び負担金		385,915

(単位 千円)

款	項	金 額
	01 負担金	385,915
15 使用料及び手数料		1,116,221
	01 使用料	673,896
	02 手数料	442,325
16 国庫支出金		8,449,737
	01 国庫負担金	7,095,820
	02 国庫補助金	1,320,071
	03 委託金	33,846
17 県支出金		3,531,465
	01 県負担金	2,341,210
	02 県補助金	875,305
	03 委託金	314,950
18 財産収入		114,357
	01 財産運用収入	14,129
	02 財産売払収入	100,228
19 寄附金		69,078
	01 寄附金	69,078

(単位 千円)

款	項	金 額
20 繰入金		622, 173
	01 基金繰入金	622, 173
21 繰越金		500, 000
	01 繰越金	500, 000
22 諸収入		1, 308, 619
	01 延滞金加算金及び過料	50, 001
	02 市預金利子	15
	03 貸付金元利収入	215, 110
	04 雑入	1, 043, 493
23 市債		4, 666, 400
	01 市債	4, 666, 400
歳 入 合 計		50, 972, 000

歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
01 議会費		347,790
	01 議会費	347,790
02 総務費		4,062,810
	01 総務管理費	2,876,447
	02 徴税費	583,422
	03 戸籍住民基本台帳費	445,420
	04 選挙費	97,413
	05 統計調査費	18,274
	06 監査委員費	41,834
03 民生費		22,784,600
	01 社会福祉費	5,275,693
	02 老人福祉費	4,244,092
	03 児童福祉費	9,871,270
	04 生活保護費	3,393,545
04 衛生費		4,123,923
	01 保健衛生費	1,919,668
	02 清掃費	2,202,402

(単位 千円)

款	項	金 額
	03 上水道費	1, 853
05 労働費		73, 571
	01 労働諸費	73, 571
06 農林水産業費		845, 305
	01 農業費	832, 019
	02 林業費	13, 286
07 商工費		336, 278
	01 商工費	336, 278
08 土木費		5, 023, 779
	01 土木管理費	211, 339
	02 道路橋りょう費	853, 935
	03 河川費	87, 365
	04 都市計画費	3, 807, 154
	05 住宅費	63, 986
09 消防費		1, 789, 933
	01 消防費	1, 789, 933
10 教育費		5, 807, 483

(単位 千円)

款	項	金 額
	01 教育総務費	1,033,446
	02 小学校費	829,574
	03 中学校費	496,972
	04 幼稚園費	759,331
	05 社会教育費	996,224
	06 保健体育費	1,691,936
11 災害復旧費		2
	01 公共土木施設災害復旧費	1
	02 文教施設災害復旧費	1
12 公債費		5,243,453
	01 公債費	5,243,453
13 諸支出金		325,892
	01 基金費	325,892
14 予備費		207,181
	01 予備費	207,181
歳 出 合 計		50,972,000

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項		期 間	限 度 額
地下鉄 8 号線建設促進並びに誘致期成同盟会負担金		令和 4 年 度 から 令和 6 年 度 まで	4,945
コ ミ ュ ニ テ ィ バ ス 車 両 借 上 料		令和 3 年 度 から 令和 12 年 度 まで	42,970千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内
野田地域一般廃棄物収集委託料（宮崎方面）		令和 3 年 度 から 令和 8 年 度 まで	87,177千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内
野田地域一般廃棄物収集委託料（吉春方面）		令和 3 年 度 から 令和 8 年 度 まで	87,483千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内
関宿地域一般廃棄物収集委託料（可燃）		令和 3 年 度 から 令和 6 年 度 まで	610,100千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内
中 小 企 業 融 資 資 金 利 子 補 給 金		令和 4 年 度 から 令和 10 年 度 まで	未償還額について、最高年3%以内の割合で算出した金額
開 業 育 成 資 金 等 利 子 補 給 金		令和 4 年 度 から 令和 10 年 度 まで	未償還額について、最高年1.5%以内の割合で算出した金額
野 田 市 土 地 開 発 公 社 に 対 す る 債 務 保 証		令和 3 年 度 から 令和 17 年 度 まで	野田市土地開発公社が、金融機関から事業資金を借り入れたもの に対する債務保証
内 訳	公 有 地 の 拡 大 の 推 進 に 関 す る 法 律 第 4 条 及 び 第 5 条 に 基 づ く 用 地 取 得 事 業	令和 3 年 度 から 令和 17 年 度 まで	500,000
	代 替 取 得 分	令和 3 年 度 から 令和 17 年 度 まで	156,640
中 野 台 中 根 線 用 地 取 得 事 業		令和 3 年 度 から 令和 17 年 度 まで	事業費106,640千円及びこの事業費に対する利子の合計額
生 産 緑 地 地 区 買 取 り 事 業		令和 3 年 度 から 令和 17 年 度 まで	事業費50,000千円及びこの事業費に対する利子の合計額

第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
庁 舎 消 防 設 備 改 修 事 業 債	千円 26,700	証書貸借 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金については、その融資条件により、 銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により 据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
福 祉 作 業 所 施 設 整 備 事 業 債	3,700	同 上	同 上	同 上
老 人 福 祉 セ ン タ ー 施 設 整 備 事 業 債	133,400	同 上	同 上	同 上
保 育 所 施 設 整 備 事 業 債	25,900	同 上	同 上	同 上
児 童 館 施 設 整 備 事 業 債	446,000	同 上	同 上	同 上
保 健 セ ン タ ー 施 設 整 備 事 業 債	36,300	同 上	同 上	同 上
し 尿 処 理 施 設 整 備 事 業 債	34,900	同 上	同 上	同 上
排 水 機 場 施 設 整 備 事 業 債	14,500	同 上	同 上	同 上
地 方 道 路 等 整 備 事 業 債	50,400	同 上	同 上	同 上
道 路 改 良 事 業 債	6,000	同 上	同 上	同 上
道 路 舗 装 事 業 債	63,000	同 上	同 上	同 上
橋 梁 長 寿 命 化 修 繕 事 業 債	18,200	同 上	同 上	同 上
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業 債	4,000	同 上	同 上	同 上
冠 水 対 策 事 業 債	3,300	同 上	同 上	同 上
準 用 河 川 改 修 事 業 債	23,400	同 上	同 上	同 上

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
梅 郷 駅 西 土 地 区 画 整 理 事 業 債	千円 20,700	証書貸借 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金については、その融資条件により、 銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により 据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償 還若しくは低利に借換えすることができる。
3 ・ 4 ・ 5 号 清 水 公 園 駅 前 線 道 路 改 良 事 業 債	2,500	同 上	同 上	同 上
清 水 上 花 輪 線 整 備 事 業 債	15,200	同 上	同 上	同 上
連 続 立 体 交 差 事 業 債	17,700	同 上	同 上	同 上
消 防 施 設 整 備 事 業 債	31,800	同 上	同 上	同 上
総 合 公 園 施 設 整 備 事 業 債	7,400	同 上	同 上	同 上
臨 時 財 政 対 策 債	2,614,900	同 上	5.0%以内(ただし、利率見 直し方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体金融 機構資金について、利率の 見直しを行った後において は、当該見直し後の利率)	同 上
合 併 特 例 事 業 債	1,066,500	同 上	5.0%以内	同 上
合 計	4,666,400			

国民健康保険特別会計予算

議案第 2 号

令和3年度野田市国民健康保険特別会計予算

令和3年度野田市の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,860,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

第 1 表 歳入歳出予算

歳入		(単位 千円)
款	項	金額
01 国民健康保険料		2,806,343
	01 国民健康保険料	2,806,343
02 国民健康保険税		99,505
	01 国民健康保険税	99,505
03 一部負担金		1
	01 一部負担金	1
04 使用料及び手数料		1
	01 手数料	1
05 国庫支出金		116
	01 国庫補助金	116
06 県支出金		12,067,054
	01 県補助金	12,067,053
	02 財政安定化基金支出金	1
07 財産収入		38
	01 財産運用収入	38
08 繰入金		1,779,164
	01 他会計繰入金	816,464

(単位 千円)

[illegible]

歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
01 総務費		152,687
	01 総務管理費	137,786
	02 徴収費	14,647
	03 運営協議会費	254
02 保険給付費		11,899,010
	01 療養諸費	10,361,302
	02 高額療養費	1,482,887
	03 移送費	300
	04 出産育児諸費	42,021
	05 葬祭諸費	12,000
	06 傷病手当諸費	500
03 国民健康保険事業費納付金		4,598,043
	01 医療給付費分	3,062,755
	02 後期高齢者支援金等分	1,098,221
	03 介護納付金分	437,067
04 共同事業拠出金		5
	01 共同事業拠出金	5

(単位 千円)

款	項	金 額
05 保健事業費		158,708
	01 保健事業費	47,546
	02 特定健康診査等事業費	111,162
06 基金積立金		39
	01 基金積立金	39
07 諸支出金		35,815
	01 償還金及び還付加算金	35,815
08 予備費		15,693
	01 予備費	15,693
80 財政安定化事業拠出金		
	80 財政安定化基金拠出金	
歳 出 合 計		16,860,000

介護保険特別会計予算

令和3年度野田市介護保険特別会計予算

令和3年度野田市の介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,402,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入		(単位 千円)
款	項	金 額
01 保険料		2,874,165
	01 介護保険料	2,874,165
02 使用料及び手数料		1
	01 手数料	1
03 国庫支出金		2,383,486
	01 国庫負担金	2,049,457
	02 国庫補助金	334,029
04 支払基金交付金		3,222,973
	01 支払基金交付金	3,222,973
05 県支出金		1,800,158
	01 県負担金	1,723,045
	02 県補助金	77,113
06 財産収入		10
	01 財産運用収入	10
07 繰入金		2,117,040
	01 一般会計繰入金	1,921,763
	02 基金繰入金	195,277

(単位 千円)

[illegible]

歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
01 総務費		243,902
	01 総務管理費	141,706
	02 徴収費	7,762
	03 介護認定審査会費	93,833
	04 計画推進等委員会費	601
	80 趣旨普及費	
02 保険給付費		11,607,699
	01 介護サービス等諸費	10,672,899
	02 介護予防サービス等諸費	216,625
	03 その他諸費	8,600
	04 高額介護サービス等費	285,572
	05 高額医療合算介護サービス等費	37,793
	06 特定入所者介護サービス等費	386,210
03 地域支援事業費		527,010
	01 介護予防・生活支援サービス事業費	285,997
	02 一般介護予防事業費	42,360
	03 包括的支援事業・任意事業費	197,775

(単位 千円)

款	項	金 額
	04 その他諸費	878
04 基金積立金		11
	01 基金積立金	11
05 公債費		313
	01 公債費	313
06 諸支出金		2, 162
	01 償還金及び還付加算金	2, 162
07 予備費		20, 903
	01 予備費	20, 903
歳 出 合 計		12, 402, 000

次木親野井特定土地区画整理事業特別会計予算

議案第 4 号

令和3年度野田市次木親野井特定土地区画整理事業特別会計予算

令和3年度野田市の次木親野井特定土地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ66,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

令和3年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

[illegible]

歲 出

(単位 千円)

[illegible]

後期高齢者医療特別会計予算

議案第 5 号

令和3年度野田市後期高齢者医療特別会計予算

令和3年度野田市の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,099,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入		(単位 千円)
款	項	金 額
01 後期高齢者医療保険料		1,721,359
	01 後期高齢者医療保険料	1,721,359
02 使用料及び手数料		1
	01 手数料	1
03 繰入金		368,858
	01 一般会計繰入金	368,858
04 繰越金		3,281
	01 繰越金	3,281
05 諸収入		5,501
	01 延滞金加算金及び過料	151
	02 償還金及び還付加算金	3,600
	03 預金利子	1
	04 雑入	1,749
歳 入 合 計		2,099,000

歲出

(単位 千円)

[illegible]